1383	長崎	日本海員掖済会長崎病院	0.9405	0.0037	0.0011	0.0011	0.0008	0.0023	0.0077
1384	熊本	医療法人社団誠療会　成尾整形外科病院	1.0072	0.0037	0.0000	0.0043	0.0002	0.0000	0.0002
1385	鹿児島	鹿児島赤十字病院	1.0574	0.0037	0.0000	0.0062	0.0007	0.0046	0.0019
1386	鹿児島	医療法人徳洲会　徳之島徳洲会病院	0.9906	0.0037	0.0032	0.0023	0.0010	0.0011	0.0102
1387	鹿児島	鹿児島県立大島病院	0.9882	0.0037	0.0028	0.0026	0.0022	0.0046	0.0053
1388	鹿児島	県立　北薩　病院	0.9987	0.0037	0.0015	0.0032	0.0008	0.0023	0.0046
1389	鹿児島	県民健康プラザ鹿屋医療センター	1.0401	0.0037	0.0044	0.0024	0.0011	0.0057	0.0043
1390	沖縄	医療法人　禄寿会　小禄病院	1.0552	0.0037	0.0018	0.0022	0.0004	0.0011	0.0014

○厚生労働省告示第三百二十二号

薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十一条第一項の規定に基づき、日本薬局方（平成十八年厚生労働省告示第二百八十五号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正前の日本薬局方（以下「旧薬局方」という。）に収められていた医薬品（この告示による改正後の日本薬局方（以下「新薬局方」という。）に収められているものに限る。）であって平成二十二年七月二十九日において現に同法第十四条第一項の規定による承認を受けているもの（薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（平成六年厚生省告示第百四号）により製造販売の承認を要しない医薬品として指定されている医薬品を含む。）については、平成二十四年一月三十一日までは、旧薬局方で定める基準（当該医薬品に関する部分に限る。）は新薬局方で定める基準とみなすことができる。

平成二十二年七月三十日

厚生労働大臣　長妻　昭

第十五改正日本薬局方一般試験法の部6．10溶出試験法の条装置の項フロースルーセル法の装置（装置3）の目中「波形は」の下に「毎分」を加え、「◆脈流が生じない送液用ポンプを用いてもよい．◆」を「脈流が生じない送液用ポンプを用いてもよい．フロースルーセル法による溶出試験では，送液速度及び脈流の有無を規定する．」に改める。

第十五改正日本薬局方一般試験法の部9．01標準品の条(1)の項過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品の目を次のように改める。

過硫酸化コンドロイチン硫酸標準品｜確認試験，純度試験

第十五改正日本薬局方一般試験法の部9．01標準品の条(1)の項低分子量ヘパリン標準品の目の次に次の一目を加える。

理化学試験用ヘパリンナトリウム標準品｜確認試験，純度試験

第十五改正日本薬局方一般試験法の部9．41試薬・試液の条アミノ安息香酸エチルの項の次に次の一項を加える。

アミノ安息香酸誘導体化試液　アミノ安息香酸エチル280mgにメタノール600μLを加え，約50℃に加温して溶かし，酢酸170μL及びボラン-ピリジン錯体145μLを加える．

第十五改正日本薬局方一般試験法の部9．41試薬・試液の条過塩素酸・無水エタノール試液の項の次に次の一項を加える。

過塩素酸リチウム　$LiClO_4$　白色の結晶又は結晶性の粉末である．

含量　98%以上．　定量法　本品約0.2gを精密に量り，水30mLに溶かし，カラム（カラムクロマトグラフィー用強酸性イオン交換樹脂（H型）約25mLを内径約11mm，高さ300mmのクロマトグラフィー管に注入し，1mol/L塩酸試液200mLを加え，1分間に3～4mLの流量で流出させた後，水を流し，流出液にメチルオレンジ試液を加えたときに色が黄みの赤になるまで繰り返し洗浄して調製したもの）に入れ，1分間に3～4mLの流量で流出する．次に，水約30mLを用いて1分間3～4mLの速度で5回洗う．洗液は先の流出液に合わせ，0.1mol/L水酸化ナトリウム液で滴定〈2.50〉する（指示薬：ブロモチモールブルー試液3滴）．同様の方法で空試験を行い，補正する．

0.1mol/L水酸化ナトリウム液　1mL　＝　10.64mg　$LiClO_4$

第十五改正日本薬局方一般試験法の部9．41試薬・試液の条過ヨウ素酸ナトリウム試液の項の次に次の一項を加える。

D-ガラクトサミン塩酸塩　$C_6H_{13}NO_5 \cdot HCl$　白色の粉末である．融点：約180℃（分解）．

旋光度〈2.49〉　$[\alpha]_D^{20}$：＋90～＋97°　（1g，水，100mL，100mm）．

第十五改正日本薬局方一般試験法の部9．41試薬・試液の条クルクミン試液の項の次に次の一項を加える。

D-グルコサミン塩酸塩　$C_6H_{13}NO_5 \cdot HCl$　白色の結晶又は結晶性の粉末である．

含量98%以上．　定量法　本品約0.4gを精密に量り，水50mLに溶かし，薄めた硝酸（1→3）5mLを加え，0.1mol/L硝酸銀液で滴定〈2.50〉する（電位差滴定法）．

0.1mol/L硝酸銀　1mL　＝　21.56mg　$C_6H_{13}NO_5 \cdot HCl$

第十五改正日本薬局方一般試験法の部9．41試薬・試液の条酢酸カリウム試液の項の次に次の一項を加える。

酢酸カルシウム一水和物　$(CH_3COO)_2Ca \cdot H_2O$　［K8364，特級］

第十五改正日本薬局方一般試験法の部9．41試薬・試液の条p-テルフェニルの項の次に次の一項を加える。

デルマタン硫酸エステル　ブタ皮又はブタ小腸をアルカリ抽出後，プロテアーゼ消化し，アルコール分画法により精製したムコ多糖である．セルロースアセテート膜電気泳動を行い，トルイジンブルーO溶液（1→200）に浸して染色するとき，単一バンドである．

膜電気泳動条件

セルロースアセテート膜：幅6cm×長さ10cm

移動相：酢酸カルシウム一水和物52.85gを水に溶かし，1000mLとする．

泳動時間：3時間（1.0mA/cm）